

大阪市社会福祉協議会 善意銀行
令和6年度 大阪の社会福祉の歴史保存・伝承助成 募集要項

大阪の社会福祉の歴史には、全国に誇ることができる実践がある。
先人達の実践を後世に伝え、「大阪の社会福祉の歴史」を保存・伝承していくことを目的とした事業に対し次のとおり助成する。

1 助成対象

大阪市内の法人（社会福祉法人、NPO法人等）、施設、団体、研究グループ等

2 対象事業

- 地域等における社会福祉の歴史を後世に伝えるモニュメント（記念プレート、記念碑等）の制作・設置
- 社会福祉にかかる歴史資料の毀損、散逸等を防ぐ取り組み
- 社会福祉にかかる歴史資料の編纂に関する取り組み
- 社会福祉の歴史を伝える教材パネル、DVD等の作成（※その分野の歴史的内容を含んだ法人記念誌等も申請可）
- 社会福祉の歴史を伝えるセミナー、講座等の開催

3 助成対象期間

原則として、3月末までに終了予定の単年度事業とする

※ 事業内容を考慮し、審査のうえ、3年間を限度としての継続助成も可とする

4 応募条件（原則として次の条件を具備するもの）

- 必要経費の10%以上の自己負担が可能であること
- 一般的な経費不足の補填ではないこと
- 具体的で実現可能な内容を有する企画であること
- 公的補助もしくは他の民間機関からの助成と重複しないこと
- 備品購入費、設備・整備費、資料等の保存場所の使用料のみに充当されるものではないこと
- 推進体制が確立しており、自己資金の調達而努力をしていること

5 助成額

- 1件 50万円以内

6 申請方法

払出申請書（第1号様式）に①事業計画書、②収支計画書（見積書写添付）、③団体の定款や規約、④直近1年間の事業（活動）実績が分かるもの、⑤役員名簿を添付し、大阪市社会福祉協議会 地域福祉課まで提出すること

※ [大阪市社協ホームページ（https://www.osaka-sishakyo.jp/）](https://www.osaka-sishakyo.jp/)で必要書類をダウンロードして申請すること。

7 申込期間 通年

8 選考基準・選考方法

学識者による福祉的見解を得て、善意銀行運営委員会で次の項目を重点に選考する。

- 事業の社会性・公益性・重要度
- 事業の具体性・実現の可能性
- 市民や社会事業従事者等の共感度
- 所要経費の適正性

9 決定通知

結果については、文書で通知する。

《決定通知後の手続きのおおまかな流れ》

- ・「払出請求書（第3号様式）」を提出
 - ・事業完了後30日以内に「事業完了報告書（第4号様式）」及び必要書類を提出
- *詳しくは、払出決定団体に通知する。

10 個人情報及び情報公開

申込書などに記入の個人情報は、本助成のみに使用し、他の目的には使用しない。
助成先として採用された団体については、本会のホームページおよび広報誌等で公開することがある。

11 留意事項

- (1) 申し込みは、1団体1件に限る。
- (2) 申込受付後、必要に応じて別途書類の提出依頼や電話又は訪問等による問い合わせをすることがある。

《申し込み・問合せ先》

社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会 地域福祉課

〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町12-10 大阪市立社会福祉センター内

電話番号 (06) 6765-5606 ファックス番号 (06) 6765-5607

ホームページ <https://www.osaka-sishakyo.jp/>